# 六角川水系流域治水協議会会議資料 

## 令和3年12月20日

## 国土交通省 九州地方整備局 武雄河川事務所

## 1．令和 3 年 8 月出水概要




六角川流域では，4日間の累加雨量が $1,000 \mathrm{~mm}$ を超えた観測所もあ り，72時間雨量は，近年の主な出水（H2．7•R1．8）を上回る雨量を観測 ました
わずか 4 日間で年平均降水量（過去20年）の約半分が降りました。


六解川水馀大解川の水位
（雨量：武雄 水位：新橋）
新橋水位観測所では，8月14日7時20分にT．P．6，38m（観測史上1位）を記録しました。


新橋水位観測所において，計画高水位（H．W．L）を超過したため， ポンプの運転調整（停止）を3回行いました。


六解川水気余牛津川の水位（雨量：岸川水位：兂川大橋）
砥川大橋水位観測所では，8月14日7時20分にT．P．6． 27 m （観測史上2位）を記録しました。



## 排水ポンプ場24箇所にポンプの運転調整を要請

- 六角川で運転停止を要請した排水ポンプ場 7箇所（停止要請3回，停止時間：合計8時間30分）
- 牛津川で運転停止を要請した排水ポンプ場17箇所（停止要請2回，停止時間：合計5時間）
－六角川（新橋水位観測所）


－牛津川（砥川大橋水位観測所）




## 2．激特事業の状況

（1）国土交通省
武雄河川事務所

○令和元年8月26日～29日洪水により生じた甚大な被害を受けた六角川水系においては，再度災害を防止のため，激特事業にて，河道掘削，遊水地，排水機場等の整備を行い，令和元年8月出水時の水位をHWL以下に低減させ，ポンプの運転調整を回避するとともに洪水被害の軽減を図る。

（1）国土交通省武雄河川事務所
－主たる進捗—
○大規模な河道掘削約 8 割完了：（武雄市，多久市，小城市，大町町）
○牛津川遊水地の用地買収（初期湛水池完了），初期湛水地工事契約完了：（小城市）
○高橋排水機場の増設（ $50 \mathrm{~m} 3 / \mathrm{s} \Rightarrow 61 \mathrm{~m} 3 / \mathrm{s}$ ） 2 号• 3 号ポンプ契約完了：（武雄市）
○牛津川の引堤工事に着手（地盤改良の工事契約）：小城市


牛津川遊水地


## 高樍捊水機場


（1）国土交通省武雄河川事務所

（1）国土交通省
武雄河川事務所

## 「河川激甚苁害対策特別緊急事業」等の河川改修により，六角川水系の浸水被害を軽減

－六角川水系では，令和元年8月洪水により浸水戸数2，936戸など甚大な被害が発生。河川激甚災害対策特別緊急事業（激特事業）により，河道掘削，排水機場のポンブ増強，遊水地の整備等を実施中。現在，六角川の河道掘削は完了しており，生津川の河道掘削を推進中。（激特事業での河道掘削の約8割が完了）
－令和3年8月の前線に伴う大雨では，令和元年8月洪水を大きく上回る累加雨量を観測したが，激特事業による水位低下等により，堤防の決壊を回避。
激特事業による水位低下により，掘削前と比較して，今次洪水時のポンプ運転調整時間を3時間 30 分短縮（ 12 時間 $\rightarrow 8$ 時間 30 分）
－今後は激特事業の推進とあわせ，住まい方の工夫に関する取り組み等の内水対策を重点的に進めていく。


## 



## 3．令和 3 年 8 月出水の解析

■令和3年8月出水において，シミュレーションによる実績再現を行った。

| 条件 |  | 浸水実績 注1） | 解析結果 注2）～注4） |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 浸水面積（ha） |  | 5，254 | 5，600 |
| 浸水戸数（戸） | 全体 | 3，253 | 4，000 |
|  | 床上 | 1，244 | 1，600 |

注1）国および県で実施した浸水調査結果で，内水流域内を集計したもの。注2）六角川流域内のみの集計値。
注3）解析結果の浸水面積については，内水地区毎のシミュレーション結果の内水位と 5 m メッシュ地盤高の関係より，浸水箇所を設定し，浸水メッシュを集計し て算出。


■激特事業完了後，R3．8出水規模での六角川流域内の被害状況は，浸水面積約4，500ha，浸水戸数（全体）約2，700戸，浸水戸数（床上）約700戸と推算される。

| 条件 |  | 解析結果 |
| :---: | :---: | :---: |
| 浸水面積（ha） |  | 4，500 |
| 浸水戸数 （戸） | 全体 | 2，700 |
|  | 床上 | 700 |

注1）六角川流域内のみの集計値
注2）浸水面積については，内水地区毎のシミュ レーション結果の内水位と 5 m メッシュ地盤高の関


■浸水面積•浸水家屋数の比較を示す。
■激特事業完了後，浸水面積は約1，100ha，浸水戸数（全体）約1，300戸，浸水戸数 （床上）約900戸が軽減されると推算。


注1）（）書きは現況時点からの効果（1）—（2）
注2）解析結果の数値は100単位まるめ。

## 4．今後の進め方について

－新•六角川水系流域治水プロジェクトは，佐賀県内水対策プロジェクト （プロジェクト I F）と連携しながら，地域のあるべき姿に必要なメニュー としてとりまとめ。


- 3月末までに「新•六角川水系流域治水プロジェクト」のとりまとめ
- 以降，「行動計画（仮称）に基づく，流域治水対策の実施と進捗管理
令和3年12月令和4年3月令和4年4月～


## 地域の－•行動計画の作成 <br> あるべき姿 <br> 全体構想を組み立て <br> - 流域治水対策の実施 <br> - 進捗管理の実施

## 5．地域のあるべき姿

○激特事業完了後も家屋浸水（床上浸水）が発生する

治水事業のみでは床上浸水が解消されない地域を どのように守っていくべきなのか。

- 各地域のあるべき姿は如何に
- 取り組み方針は【短期•中期•長期•（超長期）】


## 取組方針（県のメニュー）

## 短期対策

## ＜次期出水期対応＞

令内水監視カメラ・水位計（流域内 10 箇所），道路情報板（流域内 4 基）の設置
守農業機械の避難（大町町）
活排水ポンプ車導入（県内 5 台導入）
济河川浚渫（牛津江川，晴気川，永瀬川，瓦川内川，池田川，蔵堂入江，六角川，高橋川，大坂川，大山路川，武雄川）
＜1～2年＞
（流排水機場の機能向上（納所※，白石川，須古川，蔵堂入江，医王寺，志久※，下潟※）
䝪ため池の貯留機能向上（焼米ため池）※は，災害復旧対応合む

## 中長期対策

（流河川整備（激特事業の着実な推進：広田川排水機場，武雄川，山犬原川）
䝪クリークの事前放流（実施地区の拡大•強化へ向けた調整中）
貯田んぼダムの推進（市町等へ普及啓発を実施中）
射酊内水対策検討（着手済）
䀠公共施設の貯留能力強化（今後，可能性調査 $\Rightarrow$ 市町へ提案）
㙒既存ダムの貯留機能強化（県管理ダムにおける検討着手済）

- 整備の具体的メニュー
- 激特事業の着実な推進
$\checkmark$ 河道掘削（牛津川）
$\checkmark$ 高橋排水機場増強（ $50 \mathrm{~m} 3 / \mathrm{s} \Rightarrow 61 \mathrm{~m} 3 / \mathrm{s}$ ）
$\checkmark$ 牛津川遊水地
－次期出水期対応としての緊急河道掘削
$\checkmark$ 河道掘削（高水敷の切り下げ，ヨシの抑制管理）

- 抜本対策に向けたメニュー
- 河川整備計画変更も視野に入れた抜本的な治水対策検討の着手
$\sqrt{\text { 各首長意見を反映した河川整備計画の見直し }}$
$\checkmark$ 引堤，六角川遊水地群等の具体メニューを位置づけ

■令和 3 年 8 月出水対応として，六角川の $18 \mathrm{k} ~ 29 \mathrm{k}$ 区間（予定区間含む）で緊急的に河道整備を実施し，河川水位を低下させる。


■令和 3 年 8 月洪水実績流量に対し，河道整備を実施することにより新橋地点での水位をH．W．L以下に低下（約 80 cm ）することでポンプ運転調整を回避させる。

```
イメージ図
```




■これまでに牛津川の感潮区間（ $3 \mathrm{k} ~ 8 \mathrm{k}$ ）において，ヨシ生育抑制を図るために湛水池 の設置を実施。


## 特定都市河川の指定について

## 六角川流域の内水対策の方向性について

## 課題

国•県が実施する治水対策後も内水による浸水被害が残り，河道，遊水地等の整備のみでは床上浸水の解消は困難。


床上解消のためには，流域一体となった内水対策が不可欠

## 床上解消に向けた方向性（対策）

（1）流域開発による雨水の流出量を増やさない
（2）雨水の貯留•浸透対策により，雨水の流出量を減らす
（3）貯留機能があるエリアを保全する
（4）内水が溜まるエリアには土地利用規制を適用するなど，危険なエリアには住ませない・安全な場所に移転する等の対策を講じる

## 実現に向けて

上記対策は，個別に実施していくことは可能であるが，「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく，「特定都市河川」に指定することで，法律により，総合的かつ強力なパッケージ対策が可能となる。

## 特定都市河川浸水被害対策法の概要

○浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画（河川管理者，下水道管理者，都道府県知事，市町村長が共同）の策定，公共•民間による雨水貯留施設の整備，雨水の流出を抑制するた めの規制，開発•建築を制限するための規制等，流域一体となった浸水被害の防止のための対策を推進。


## 特定都市河川の指定要件の見直し

○ 気候変動の影響による降雨量の増加により，現行の特定都市河川の指定要件（※）である「市街化の進展」以外の自然的条件等の理由により浸水被害防止が困難な河川において，従来想定していなかった規模での水災が頻発。（※）現行の特定都市河川の指定要件＝河道整備等による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な河川
○ これらの河川についても特定都市河川法の指定対象とし，流域一体となった浸水被害対策を講ずる必要。

## 【改正概要】

特定都市河川の指定要件に，「接続する河川の状況」又は「河川の周辺の地形等の自然的条件の特殊性」により河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川を追加

指定候補河川のイメージ（ 1 ）から（3）のいずれか）


流域内の可住地における市街化率 が概ね5割以上
（2）接続する河川の状況


接続河川からのバックウォーター や接続河川への排水制限が想定
（3）周辺地形その他の自然的条件


## 特定都市河川指定で可能になること（1）

①）流域開発による雨水の流出量を増やさない（河川への雨水の流出増加の抑制）
○ 公共，民間問わず，開発等によって雨水流出が増加し，流域の治水安全度が現状よりも低下しないよう，法律による措置を講じること が可能になる
－一定規模以上（1，000m2以上）の開発等に より流出量が増える分について，貯留•浸透さ せる対策を義務づけ

## 許可の対象となる雨水漫透阳害行為

許可の対象となる雨水浸透阻害行為として，以下の 4 つの行為を規定している。
1）「宅地等」にするために行う土地の形質の変更

（流出係数 小）


2）$\pm$ 地の蜅装 例）農地の駐車場への改变
3）排水施設を伴うゴルフ場，運動場等の設直
4）ローラー等により土地を綰め固める行為
＜許可を必要とする雨水浸透阻害行為の例〉


3．排水施設を伴うゴルフ場，運動場の設置


4．ローラー等により土地を締め固める行為
＜対策工事の事例：建物の地下に雨水貯留施設を設置＞

（2）貯留•浸透対策により流出量を減らす（貯留•浸透機能の向上）
○ 公共に加え，民間企業等が雨水貯留浸透施設の整備を進めてもらえるよう，財政的な支援等が可能になる（既設調整池，池沼・ため池等を改良含む）
，
※県管理区間の流域内（指定区間内の一級，二級河川）は1／4を目安に県が負担する（整備主体は1／4程度負担で済む） なお，その場合の民間整備に対する地方負担額の5割に特別交付税措置が講じられる
－固定資産税の2／3減免

【補助率嵩上げのイメージ】


（3）貯留機能があるエリアを保全する（貯留機能保全区域の指定）
○ 河川沿いの低地など，その土地が持つ貯留機能について，土地所有者に同意の上で，財政的支援とともに，知事が市町村長の意見を聞き，貯留機能保全区域に指定することで，将来にわ たつて保全を図ることが可能
，盛土等は知事に事前届出，助言•勧告制
－宅地建物取引業法による重要事項説明の対象となり，土地取引前に高頻度に浸水し，貯留機能の保全が求められていることの周知も可能
－固定資産税と都市計画税の1／4減免


洪水等を貯留する機能を有する土地の例

## 特定都市河川指定で可能になること（4）

（4）危険なエリアには居住を避ける・住む場合にも命を守る・移転を促す（浸水被害防止区域の指定）
○ 浸水被害防止区域（災害レッドゾーンの1つ）に指定することで，都市計画法による規制等と相 まって当該区域への居住等を避けるとともに，新たに居住する場合にも，建物の床面高さや構造 の安全性を事前に確認することで居住者の命を守る。
○ 既存住宅については，財政的支援により安全な土地への移転が可能になる。
－災害レッゾーンにおける開発の原則禁止（自己居住用の住宅を除く），居住誘導区域か ら原則除外

- 新たに居住する場合の事前確認
- 住宅や要配慮者施設の開発•建築の事前許可制
（居室の高さが基準水位以上，流水に対して安全な構造）
－宅地建物取引業法による重要事項説明の対象となり，土地取引前に高頻度の浸水リスクがあ ることの周知も可能


## －既存住宅の移転の財政的支援

－住宅の移転等の費用の $94 \%$ が国負担（地財措置含む）


## ■本日の議論内容

（1）「新•六角川流域治水プロジェクト（仮称） を年度末までにまとめることで合意
（2）「各地域のあるべき姿」や取り組み方針など を相互に碓認
（3）次期出水（または短期的）に向けた緊急対策 の実施を確認
（4）流域対策を進めるための支援策の一つである「特定都市河川浸水被害対策法」の内容確認

